

簡易入札（見積競争）公告

1. 簡易入札に付する事項

- ① 件 名 電子航法研究所 3 号棟窓修理
- ② 仕 様 等 別紙仕様書のとおり
- ③ 履行場所 別紙仕様書のとおり
- ④ 履行期間 令和 7 年 1 2 月 2 6 日まで

2. 競争に参加する者に必要な資格

- ① 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所契約事務取扱細則第 3 1 条の規程に該当しないものであること。ただし、未成年者、被補佐人又は補助者であって契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りでない。
- ② 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ③ 国土交通省から指名停止を受けている期間中に該当しないもの。
- ④ 経営状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、当所に対する適正な契約の履行が確保される者であること。

3. 契約条項を示す場所、及び仕様書の受取方法

- ① 〒182-0012 東京都調布市深大寺東町 7 丁目 42-23
国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 電子航法研究所 会計課 調達係
TEL：0422-41-3476 FAX：0422-41-3169 e-mail：tender@enri.go.jp
- ② 当研究所ホームページの「入札・調達・契約情報」より入手、及び閲覧すること。
URL：https://www.enri.go.jp/jp/procrm/bidd_info.html
仕様書の閲覧期間 令和 7 年 8 月 5 日（火）まで

4. 仕様等を説明する説明会の開催の有無 無

5. 仕様等に対する質問

- ① 方法：電子メール（宛先：tender@enri.go.jp）
- ② 電子メール記載事項：質問内容・事業者名・担当部署・担当者・電話番号・FAX 番号
- ③ 担当部署： 3. ①と同じ
- ④ 質問の受付期間：令和 7 年 8 月 5 日（火）1 7 時 0 0 分まで

6. 見積書の提出方法、提出先（送信先）、提出期限及び結果

- ① 見積書提出方法：持参、郵送、FAX、又はメール
（但し、FAX、メールの場合は後日、本紙を何らかの方法で提出すること。）
- ② 見積書提出先：3. ①まで
- ③ 提出締切日時：令和 7 年 8 月 6 日（水）1 3 時 0 0 分まで
- ④ 結果連絡：令和 7 年 8 月 7 日（木）1 7 時 0 0 分までに連絡
なお、見積書の提出は 2. に掲げる競争に参加する者に必要な資格に関する事項を全て満たすことを前提とし、確認のためのヒアリング若しくは資料提出等を求める場合があるので、その場合対応できる体制であること。

7. 見積書様式

任意（消費税及び地方消費税相当額込みの金額を記入下さい。また、必ず担当者名及び連絡先電話番号、FAX 番号を記入下さい。）

8. 簡易入札保証金及び契約保証金

免除

9. 契約の無効

上記 2 の資格のない者の提出した見積書は、無効とする。

10. その他

見積競争の結果、予定価格以下の見積書の提出がなかった場合は、6. に掲げる提出期限までに提出のあったものから見積書の提出を求め、再度の見積競争をする。

令和 7 年 7 月 3 0 日

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所
契約担当役 電子航法研究所 所 長 福島 莊之介

※本件に関するお問い合わせ先

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 電子航法研究所 会計課調達係

3 電子航法研究所周辺



仕 様 書

1. 件 名 電子航法研究所3号棟窓修理

2. 修繕場所 東京都調布市深大寺東町7-42-23
電子航法研究所 3号棟

3. 概 要

本修繕は、電子航法研究所3号棟の老朽化に伴うガラスブロックの破損個所を撤去し修理する。

4. 修繕内容

下記のとおり既存のガラスブロックを撤去し、FIX窓の設置をおこなう。

(1) 撤去工事

(2) 設置工事

各工事の詳細については、別添のとおり

5. 他の仕様書等の適用

請負者は、本仕様書、図面、その他関係法令及び国土交通省が制定した基準により、施工しなければならない。

7. 工 期 契約日の翌日 ～ 令和7年12月26日（金）まで

8. 提出書類

工事報告書（改修写真を含む。） 3部 工事完了後1週間以内
その他当所が必要と認める書類

9. 監 督

本仕様書及び監督職員が必要と認める事項について、適宜監督を行う。

10. 検 査

完了時に本仕様書に基づき、当所検査職員が完了検査を行う。

11. 一般摘要事項

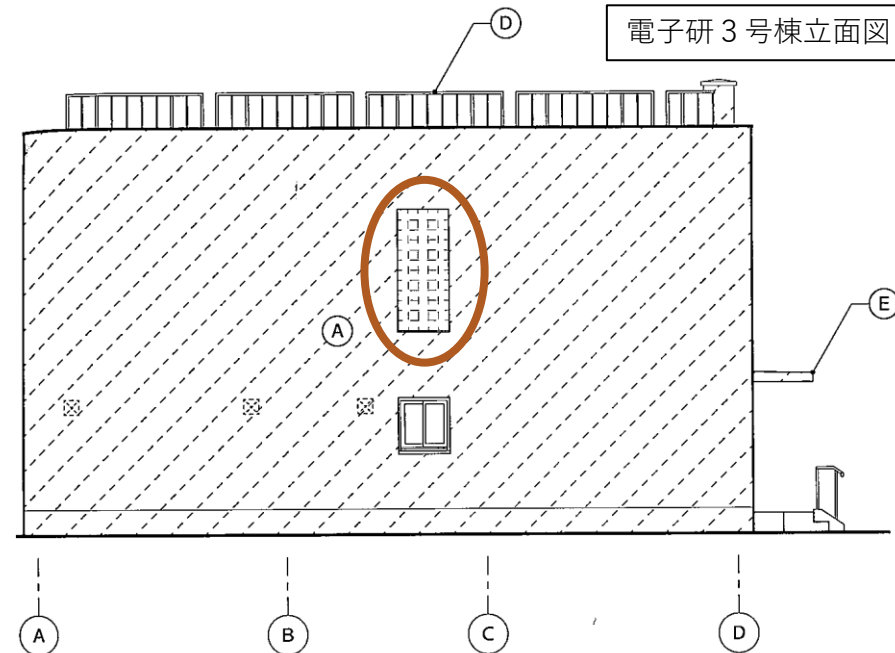
(1) 作業中の安全管理に十分注意すること。また、作業中に故意又は過失により施設に損害を与えた場合は、請負者の責任において修復すること。

- (2) 本工事の対象となる実験棟は現用につき、施工の順序・方法及び工事期間等については、監督職員と事前に協議の上、承認を得ることとする。
- (3) 本工事の施工にあたり必要とする電気、水に関しては発注者の負担とする。
- (4) 工事に伴い発生した撤去品、廃材等は所外に搬出し、関係法令等に従い適切に処分する。また、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しを提出する。
- (5) 高所での工事になるため、労働安全衛生規則を遵守のうえ、必要に応じて工事用足場等、墜落防止対策を行い、作業員の安全に万全の処置をとること。
- (6) 本仕様に記載されていない事項で、疑義の生じた場合は、速やかに監督職員へ報告し、協議を行いその指示に従う。

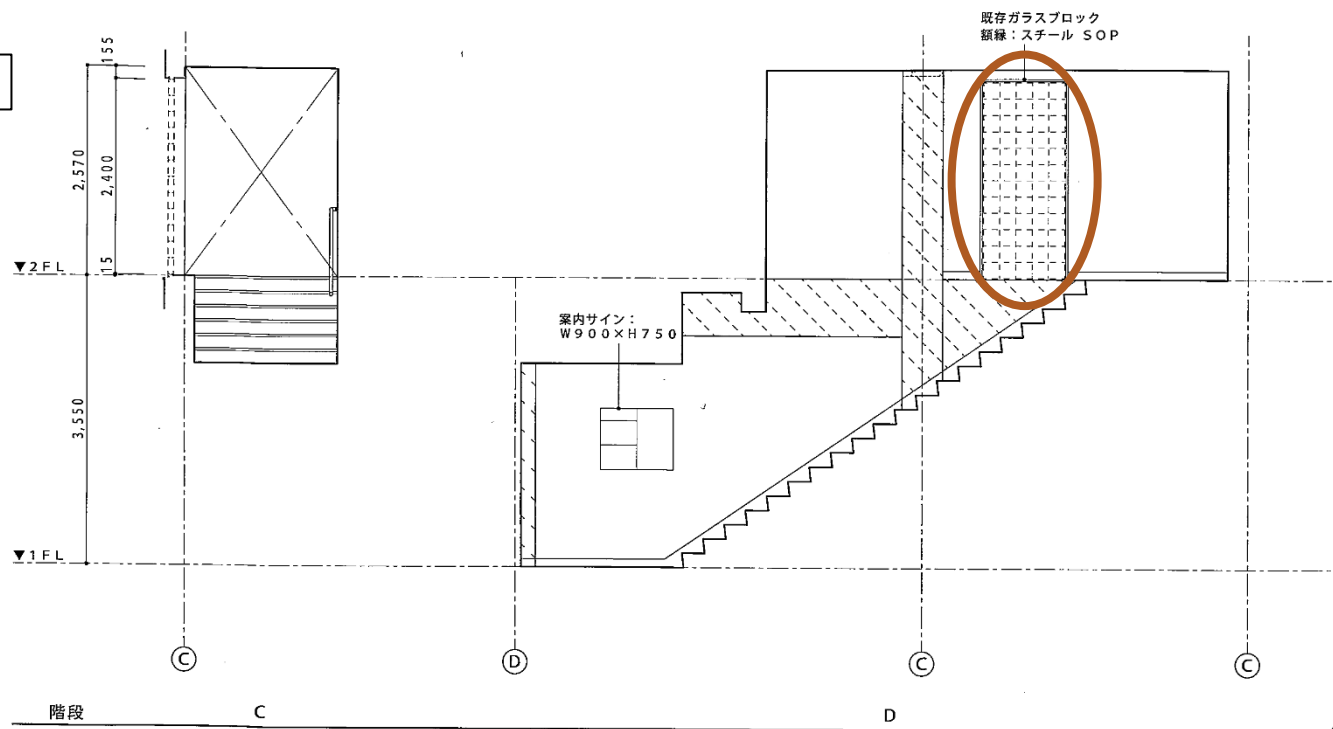
電子研 3 号棟写真

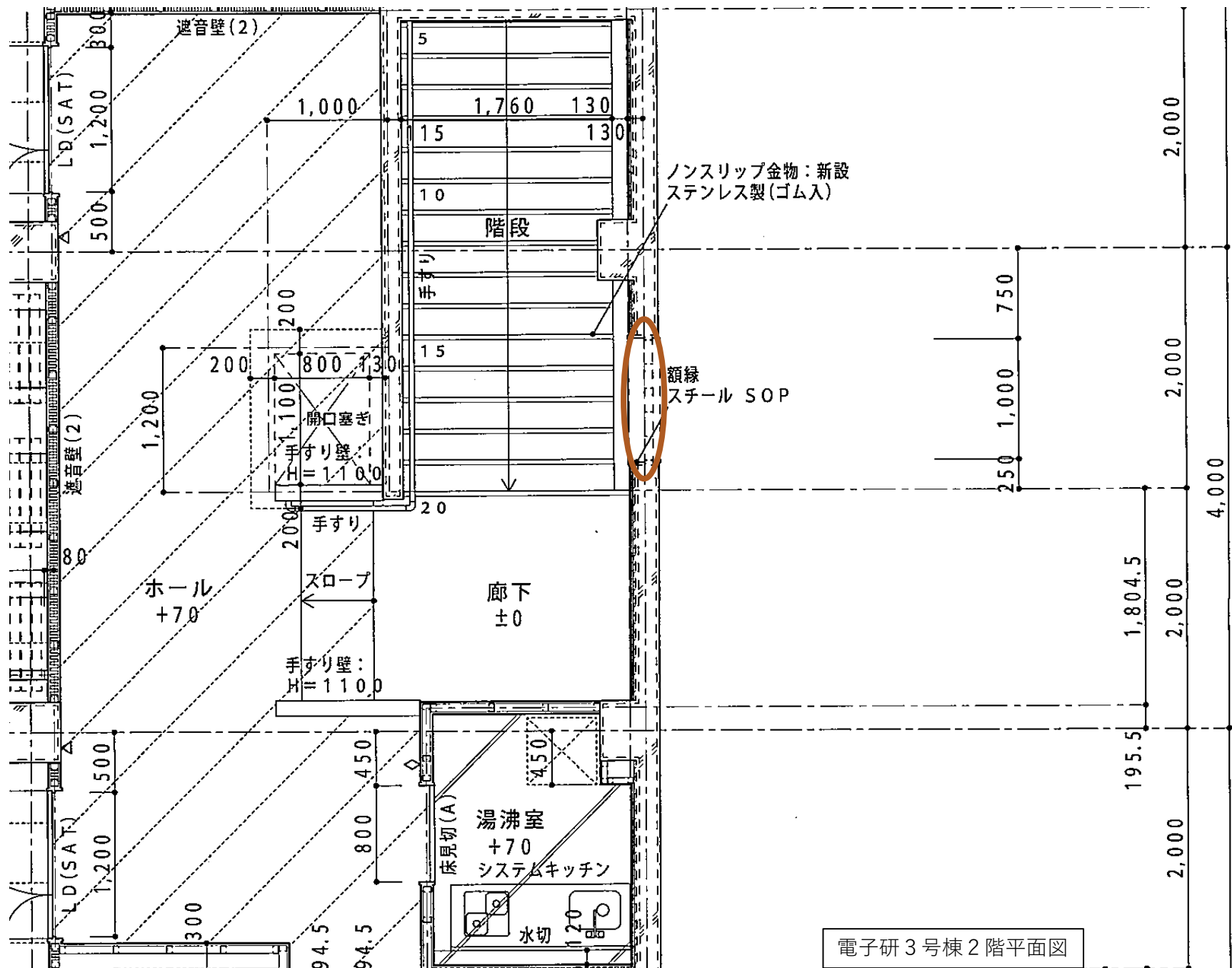


電子研 3 号棟立面図

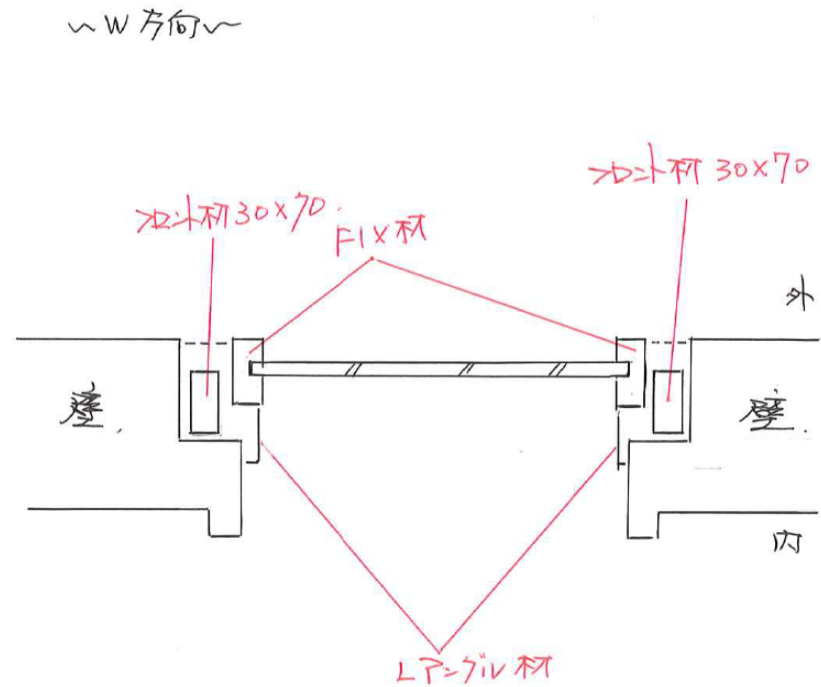
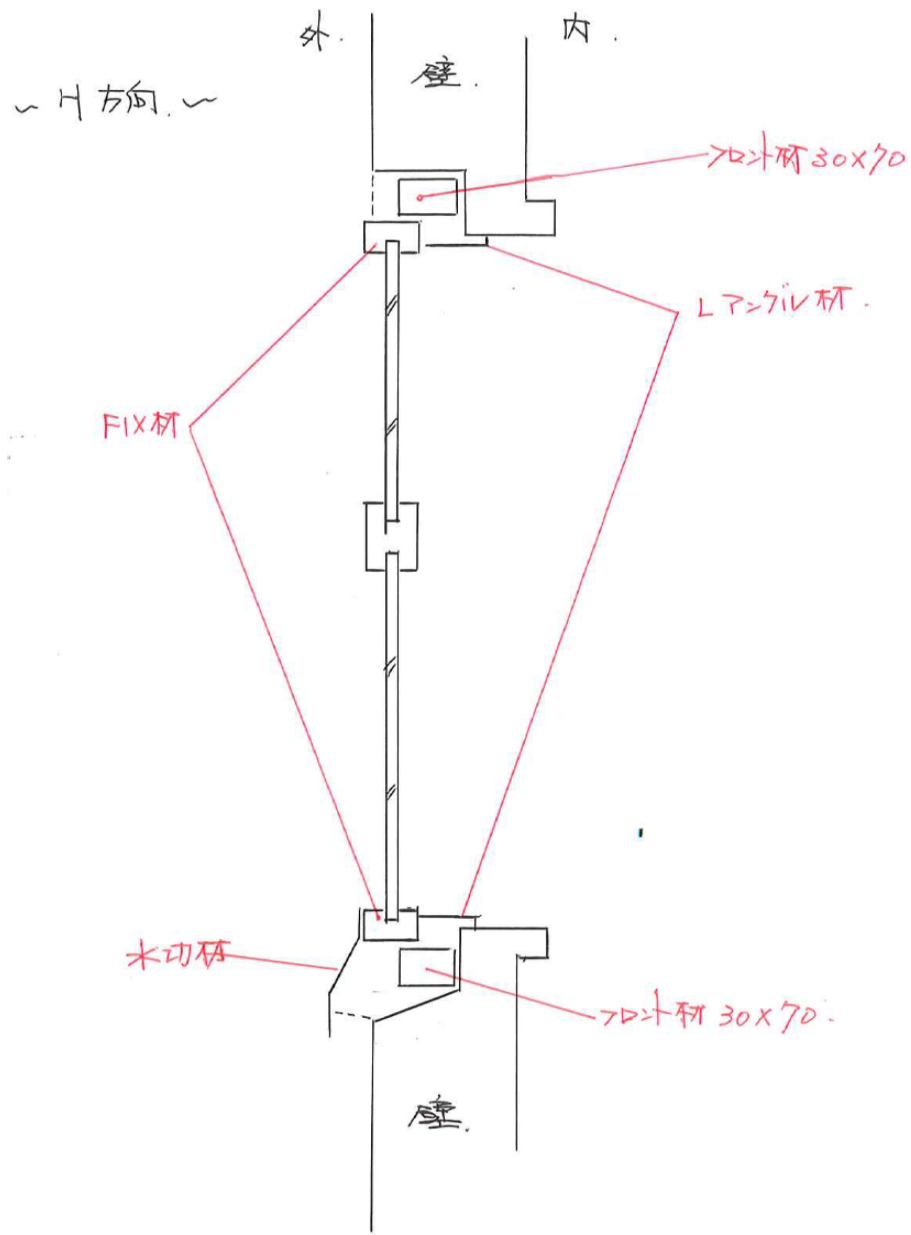


電子研 3 号棟展開図





施工イメージ



【使用部材例】

アルミ製FIXサッシ 1000×2000 1組
 6mm厚透明ガラス 900×900 2枚
 飛散防止・視線抑制フィルム 1式
 その他設置に係る必要部材 1式